

第2章（施策の方向性Ⅱ）

小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

1 小学校・中学校における特別支援教育の充実

2 都立高校等における特別支援教育の充実



掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	不思議な形	田村 日菜	都立葛飾ろう学校小学部 5 年
上段中	すいか〜夏〜	秋山 晴輝	都立江東特別支援学校高等部 2 年
上段右	赤と白と黒と緑と	保土田 晃司	都立白鷺特別支援学校高等部 3 年
中段	スケッチブックス 2024.04 ~ 06	藤木 結大	都立練馬特別支援学校高等部 3 年
下段左	クマムシ	齋藤 蓮	都立水元小合学園高等部 3 年
下段中	夜の月にぼえる	栗本 隆馬	都立東久留米特別支援学校高等部 2 年
下段右	パワーのあるぼく	小倉 直也	都立花畑学園中学部 3 年

1 小学校・中学校における特別支援教育の充実

(1) 小学校・中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

小学校や中学校の学習指導要領により、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室や通級による指導を利用している児童・生徒に対しては、学校生活支援シート及び個別指導計画を必ず作成し、活用することが求められています。

小・中学校において、学校生活支援シートや個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図る上では、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進め、全ての教員がこれら二つの計画についての正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

また、特別支援教室や通級による指導においては、担当教員間の連携の取り方を工夫し、個別指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるようにすることも大切です。

その際、これらの作成と活用を当該の児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけが担うのではなく、全ての教員の理解と協力が得られる仕組みを各小・中学校に構築していく必要があります。

学校生活支援シートは、児童・生徒本人や保護者の意向を十分に踏まえ、関係機関と連携を図りながら、本人・保護者とともに作成することが重要です。

このような学校生活支援シートの考え方や校内での連携の在り方について、これまで都教育委員会では、区市町村教育委員会の指導主事¹等を対象とした特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や、教員を対象とした発達障害への理解と支援に関する講習会における具体的な事例の紹介などにより周知を図ってきました。

引き続き、同連絡協議会などの機会を通じて周知するとともに、学校生活支援シートや個別指導計画の活用状況を把握し、各区市町村教育委員会と共有するなど、区市町村教育委員会及び小・中学校での更なる活用促進に向け取り組んでいきます。

② 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実

都内に設置されている知的障害特別支援学級では、児童・生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替えて指導を行っている場合があります。

¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条の規定に基づき教育委員会事務局におかれる職員。学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

す。こうした学級では、在籍する知的障害のある児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるようにすることが大切です。

小・中学校の知的障害特別支援学級で学ぶ多くの児童・生徒は、中学校を卒業後、都立知的障害特別支援学校高等部へ進学することから、小・中学校と特別支援学校の教育課程が関連性をもち、学習の成果を積み重ねていけるようにすることが重要です。そのため、都教育委員会ではこれまで、小・中学校の知的障害特別支援学級から都立知的障害特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の在り方について研究を行い、高等部への進学や卒業までを見通した教育課程編成の重要性や具体的な指導計画の作成等について、指導資料や特別支援学級の教育課程に関する講習会等で周知を図ってきました。

特に、都立知的障害特別支援学校高等部では、教科別の指導のほか、「作業学習」のように各教科等を合わせて指導を行うことにより、更に実践的で生活に結び付いた力を育成することを目指した教育課程を編成していることから、中学校の知的障害特別支援学級では、特別支援学校高等部における「各教科等を合わせた指導」との関連を意識することも重要です。

第二次実施計画においては、中学校の知的障害特別支援学級における「各教科等を合わせた指導」について、作業学習を中心に研究を行い、特別支援学級における「各教科等を合わせた指導」の考え方や指導の工夫について、区市町村教育委員会に周知しました。

今後、更に効果的な指導の好事例を収集し周知していくとともに、知的障害特別支援学級における教科指導の在り方についての研究を進め、指導計画作成のポイントなどを整理していきます。また、知的障害特別支援学級の教員や生徒が、都立特別支援学校高等部の学習の様子などを知る機会を設けるなど、中学校から特別支援学校への学習の連続性について共通理解を図る取組についても進めていきます。

第二次実施計画において、都教育委員会では、知的障害者用の文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を開発しました。本教材を、知的障害特別支援学級においても効果的に活用することができるよう、併せて研究を進めていきます。

③ センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上

都教育委員会では、地域の小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、区市町村教育委員会や各小・中学校等の要請に応じて、都立特別支援学校が必要な支援を行うセンター的機能を活用した取組を実施しています。平成29年度から令和2年度にかけて、区市町村教

育委員会と連携し、都立特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会の指定する知的障害特別支援学級（重点支援校）への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業を実施してきました。この事業により、指導方法や教室環境の整備等について工夫改善が図られるなど、一定の成果が上がっています。

令和3年度には、こうした工夫改善事例を各校で生かすことができるよう、専門性向上事業の成果報告書を作成し、全ての区市町村教育委員会へ配布しました。また、重点支援校以外の小・中学校にも、都立特別支援学校のセンター的機能による支援の成果を広く普及・定着させていくため、都立特別支援学校の指導教諭や特別支援教育コーディネーター、小・中学校の特別支援学級教員を対象とした研修を実施しました。

また、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校と小・中学校の弱視及び難聴通級指導学級においては、児童・生徒への早期支援や巡回相談等の実施により、連携を図っています。

今後も、センター的機能の活用についてホームページ等により周知を図るとともに、センター的機能専門員が区市町村立小・中学校を巡回し、センター的機能の活用についての助言等を通じて、引き続き全区市町村教育委員会及び小・中学校に対し、専門性向上事業の成果の周知・普及を図り、センター的機能の一層の活用を促進していきます。

④ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援

区市町村教育委員会が就学相談を進めるに当たっては、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、区市町村教育委員会や学校等と教育的ニーズ、必要な支援等について合意形成を行うことが求められます。そのため、就学する予定の幼児が在籍している幼稚園、保育所、療育機関等の就学前機関との緊密な連携や、保護者への適切な情報提供が必要です。

都教育委員会では、これまで幼稚園や保育所、小学校等の関係者向けの就学相談講習会や就学前機関からの要請による保護者相談会を実施してきたほか、就学相談ガイドブックを作成して、都内の幼稚園、保育所、療育施設等に通所している幼児の保護者に配布し、就学相談の流れや学びの場の紹介などの情報提供をしてきました。

今後もより多くの幼稚園や保育所、小学校等の関係者や就学前段階の保護者を対象として、都立特別支援学校へ就学した後の生活に加え、都立特別支援学校の高等部段階での自立に向けた教育や、高等部卒業後の進路や成人期の生活に関する情報を提供するなど、区市町村教育委員会と就学前機関との早期連携や、就学前段階の保護者の早期支援に向けた体制整備を支

援していく必要があります。

引き続き、区市町村教育委員会による就学前機関との早期連携や就学前段階の保護者への早期支援に向けた取組を支援するとともに、今後、幼稚園や保育所、小学校等の関係者への事前アンケート等を活用して、就学相談講習会がニーズに応えた内容となるように充実させていきます。

また、就学相談ガイドブックからアクセスして視聴することができる就学相談に関する動画を研修会等に活用し、多様な学びの場を紹介するなど、より分かりやすい情報の提供に努めていきます。

さらに、新たに区市町村教育委員会と都教育委員会及び都立特別支援学校が協働し、就学前段階の保護者向けに相談会を試行的に実施するなどして、早期からの情報提供を充実させていきます。



保護者の皆さんへ就学
相談ガイドブック

(2) 小学校・中学校における発達障害教育の推進

① 特別支援教室の円滑な運営

都における発達障害教育は、従来、通級指導学級における指導を中心に行われてきました。通級指導学級での指導は、対象の児童・生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うことになるため、在籍校での授業に一部参加できなくなることへの不安や通学の負担、保護者の付添いなどの負担の課題がありました。

こうしたことから、都教育委員会では、発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障害教育を担当する巡回指導教員が各校を巡回して指導する特別支援教室の導入を進め、平成30年度には全公立小学校で、令和3年度には全公立中学校で導入が完了しました（都立中高一貫教育校を含む。）。

特別支援教室での充実した指導を実現するため、特別支援教室専門員²の配置や教員に対して専門的な助言等を行う巡回相談心理士³の派遣事業、特別支援教室巡回運営指導員⁴（以下「運営指導員」という。）による指導・助言を行っています。

また、令和3年3月には「特別支援教室の運営ガイドライン」（以下「運営ガイドライン」という。）を策定し、周知を図っています。

さらに、運営ガイドラインで必ず実施することとしている発達検査⁵について、実施状況が区市町村によって異なることから、優良な取組事例について区市町村教育委員会と情報共有し、児童・生徒が必要な検査を円滑に受けられるように取り組んでいます。



特別支援教室の運営ガイドライン

² 巡回指導教員や巡回相談心理士の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員

³ 児童・生徒が抱える学習面や生活面の困難さについて的確に把握し、巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言する専門家（臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士及び公認心理士）

⁴ 特別支援教室を設置する学校に訪問し、各校の取組や運営状況を把握した上で、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいた指導・助言や好事例の紹介などを行う都の職員

⁵ 新版 K 式発達検査や WISC-IV 知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査を、運営ガイドラインでは「発達検査」としている。なお、自治体が独自に作成した検査等、標準化されていないものは、検査者の主観が入る可能性があることから、発達検査には含めない。

ア 特別支援教室の運営ガイドラインに基づいた巡回指導の充実

各校が、児童・生徒一人ひとりの実態を把握し、適切な指導目標を設定して指導することで、児童・生徒の困難さの軽減を図ることができるよう、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の場などを通じて、引き続き運営ガイドラインの周知徹底を図っていきます。

また、運営指導員が小・中学校を訪問し、運営ガイドラインに基づいた指導や助言を行うことで、今後も特別支援教室の運営の充実や、学校全体での取組の充実に向けた支援を行っていきます。

イ 小・中学校特別支援教育指導事例等検索サイトの運用

特別支援教室における指導事例に関する情報並びに特別支援学級や都立特別支援学校の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に学ぶ交流及び共同学習の指導事例に関する情報を共有するウェブサイトの運用を通じて、引き続き、各校での優れた取組を自校での取組に生かすことができるよう支援していきます。



小・中学校特別支援教育指導事例等検索サイト

ウ 都立中高一貫教育校・附属小学校での取組の充実

令和3年度から都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程に、また、令和4年度には都立立川国際中等教育学校附属小学校の開校に伴い、附属小学校にも特別支援教室の制度を導入しています。

今後も、都内公立小学校・中学校での取組と同様に、特別支援教室での指導や支援の充実を図っていきます。

② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発

令和3年度から、全ての小・中学校において、発達障害のある児童・生徒が在籍する学校で特別な指導を受けることができるようになりました。

都教育委員会では、各特別支援教室での指導の充実に向けて、これまでに開発した児童・生徒の学習上又は生活上の困難さを把握するための「文字の読み書きチェックリスト」や「社会性・

行動のチェックリスト」⁶を「運営ガイドライン」に掲載し、区市町村教育委員会や小・中学校へ周知してきました。

今後も、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や発達障害への理解に関する講習会等において、これらのチェックリストを活用した児童・生徒の困難さの把握や具体的な指導の事例を周知し、各特別支援教室における指導の充実を図っていきます。

また、特別支援教室での指導は在籍学級での指導や配慮と関連付け、児童・生徒が自分自身の特性や必要な支援について、理解しながら学ぶことができるようにしていく必要があります。そのためには、在籍学級との連携も重要です。都教育委員会が作成した『「読めた」「わかった」「できた」読み書きアセスメント』は、通級による指導に加え、在籍学級での指導でも活用することができるようアセスメントや支援の例を示しており、本資料の活用について、区市町村教育委員会を通じ周知しています。

さらに、第二次実施計画では、学習面や生活面で支援を必要とする児童・生徒に対する指導の好事例を収集し、ホームページに掲載することで、通常の学級における支援や配慮の参考となるようにしました。また、読み書きに支援が必要な児童・生徒に対し、デジタルを活用するなどの効果的な指導方法を示したリーフレットを作成し、小・中学校における取組を支援しています。

今後、これらのリーフレット等の内容を普及していくとともに、障害特性に応じた支援のポイントをまとめた指導資料の作成や、具体的な事例を講習会で周知することなどを通じ、特別支援教室はもとより、在籍学級での指導の充実も図っていきます。

③ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実

発達障害のある児童・生徒は、特別支援教室に入室している場合でも、多くの時間を在籍学級で過ごしています。

発達障害のある児童・生徒が安心して在籍学級で過ごすことができるようにするためには、各小・中学校が在籍学級における支援を検討・実施できるよう、区市町村教育委員会を支援していく必要があります。

こうしたことから、都教育委員会では、令和3年度から、区市町村教育委員会が独自に在籍学級で支援を行う人材を配置する場合や、特別支援教育コーディネーターの業務補助を行う人材を配置する場合に、配置に係る費用を補助する事業を開始し、令和5年度からは、本事業の事務

⁶ 児童・生徒の障害の特性を把握するためのチェックリスト。「文字の読み書きチェックリスト」では学習に関わる「読むこと」「書くこと」について、「社会性・行動のチェックリスト」では、対人関係やルールを理解、情緒のコントロールの状況などについて把握し、必要な支援について検討する。（「特別支援教室の運営ガイドライン」令和3年3月 東京都教育委員会）

処理等を担当する支援員の配置についても新たに支援の対象としました。

今後も、こうした取組を通じて、区市町村教育委員会による在籍学級で支援を行う人材の配置をさらに促進していきます。

また、今後、特別支援教室入室に係る判定委員会の安定的な開催を支援するため、臨床発達心理士等の判定委員会への派遣を実施していくとともに、発達障害の理解促進に向けた研修動画の作成を継続していきます。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画	
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 小学校・中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	特別支援教育担当指導主事等連絡協議会等による区市町村指導主事等の理解促進	・特別支援教育担当指導主事等連絡協議会等による区市町村指導主事等の理解促進 ・小・中学校の好事例の収集・周知		
	② 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実	「各教科等を合わせた指導」を設定することにより効果的な指導方法を講じられる場面の研究	・新たに委員会を設置し、教科指導について効果的な指導方法を検討 ・研究指定校(2地区)においてモデル事業の実施		
	③ センターの機能を活用した小・中学校教員の専門性向上	・区市町村教育委員会や各小・中学校等の要請に応じた特別支援学校による支援 ・センター的機能専門員の小・中学校への巡回等による助言	・区市町村教育委員会や各小・中学校等の要請に応じた特別支援学校による支援 ・センター的機能専門員の小・中学校への巡回等による助言		
	④ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援	・幼稚園、小学校等の職員向け講習会の実施 ・就学前機関での相談会の実施 ・区市町村・都・都立特別支援学校が協働した相談会の試行	・幼稚園、小学校等の職員向け講習会の実施 ・就学前機関での相談会の実施 ・区市町村・都・都立特別支援学校が協働した相談会の試行		
(2) 小学校・中学校における発達障害教育の推進	① 特別支援教室の円滑な運営				
	ア 特別支援教室の運営ガイドラインに基づいた巡回指導の充実	特別支援教室巡回運営指導員による学校訪問	特別支援教室巡回運営指導員による学校訪問		
	イ 小・中学校特別支援教育指導事例等検索サイトの運用	指導事例等検索サイトの運用による特別支援教室や交流及び共同学習等における指導の充実	指導事例等検索サイトの運用による特別支援教室や交流及び共同学習等における指導の充実		
	ウ 都立中高一貫教育校・附属小学校での取組の充実	都立中高一貫教育校、附属小学校での特別支援教室の運営	都立中高一貫教育校、附属小学校での特別支援教室の運営		
	② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発	・連絡協議会や講習会等による区市町村指導主事等の理解促進 ・区市町村の指導事例の収集と成果の共有	・連絡協議会や講習会等による区市町村指導主事等の理解促進 ・区市町村の指導事例の収集と成果の共有		
	③ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実	・支援員の配置費用補助による支援の充実 ・補助事業の活用促進及び支援員の効果的な活用事例の情報収集及び周知	・支援員の配置費用補助による支援の充実 ・補助事業の活用促進及び支援員の効果的な活用事例の情報収集及び周知 ・判定委員会への支援及び発達障害等の理解促進に向けた動画作成		

2 都立高校等における特別支援教育の充実

(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

令和3年度から全ての都立高校等が通級による指導の対象となったことから、より一層、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく適切な指導・支援ができるようにする必要があります。

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒への個に応じた指導・支援を計画的かつ一体的に充実させていくために、引き続き学校生活支援シート及び個別指導計画の作成と活用を促進していきます。

毎年度開催している都立高校等の教員を対象に実施する高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会等で、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用や、関係機関との連携など、障害のある生徒への支援の在り方について説明し、計画的な指導・支援を実施できるようにしていきます。

② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員等の配置や、医療的ケアを要する生徒への支援のための看護師の配置等を実施しています。

また、学習の支援として、生徒や保護者からの申出に基づき、学習用デジタル機器や、車いすを利用する生徒用の昇降式机など、障害の特性に応じた機器・備品の導入を実施するとともに、必要に応じてスロープ新設工事や手すり取付工事等を実施しています。

引き続き、生徒や保護者からの申出に基づき、障害の特性に応じた必要な合理的配慮を提供していきます。

また、新入生が、入学後速やかに合理的配慮を受けることができるよう、入学手続後の3月中に聞き取りを行うことで、障害の特性に応じた適時・適切な支援を提供していきます。

さらに、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な生徒についても適切な対応を図っていきます。

③ 進路指導の充実

都立特別支援学校では、生徒の就労後の職場定着を図るために、生徒一人ひとりの適性に

じた職種や職場との適合(マッチング)に力を入れています。こうした知見は、都立高校等に在籍する障害のある生徒の職場定着に向けても有用です。そこで、都立高校等と都立特別支援学校の連携の強化を図るために、東京都学校経営支援センター⁷において、都立特別支援学校の進路指導担当教員と都立高校等の進路指導担当教員が参加する、特別な支援を必要とする生徒のための進路指導連絡協議会を開催し、地域の実情に応じた事例を取り上げるなど、情報共有を図っています。

また、東京都学校経営支援センター及び都立特別支援学校が有するノウハウや高い専門性を生かした研修等を実施し、都立高校等に在籍する障害のある生徒の進路指導に関する専門性向上を図っています。

これまでの成果を踏まえつつ、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させるため、引き続き進路指導連絡協議会を定期的開催するとともに、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターからの事例紹介や、各地区の連絡協議会での事例検討の実施状況を共有し、都立高校等の事例についての情報共有及び意見交換の活発化を図ります。

④ 長期入院中の生徒に対する学習機会の保障

従前の病院内教育は、病院に入院後、都立特別支援学校に学籍を異動した児童・生徒を対象として実施してきました。

一方で、特に高校生については、編入学に対する抵抗感を持つ場合があり、結果として病院内における教育を受けることが難しい状況となっている生徒もいました。

都内には高度な医療を提供する病院が多くあり、こうした医療機関で治療を受けている高校生も一定数いることから、教育機会を保障することが必要です。

そこで、都教育委員会は、都立高校等に在籍する生徒が、長期入院中に在籍校での学習の継続を希望する場合に、オンラインを活用した授業配信等により、都立特別支援学校に学籍を異動することなく、在籍高校で単位認定を受けられるように支援する事業を、令和6年度に試行実施しました。具体的には、都立小児総合医療センターに入院する都立高校等の生徒を対象に、生徒がタブレット端末等の機器を使用して、入院期間中もオンラインでの対面による課題学習の指導や面談を受けながら、学習することができました。

⁷ 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行うとともに、学校における契約等の事務の集約を行い、経営企画室の経営面の機能強化を図ることにより、都立学校の教育の質的充実を図り、都民の期待に応える学校づくりを実現するため、平成18年4月に3センター(東部・中部・西部)及び3支所(東部支所・中部支所・西部支所)を設置した。「経営支援ライン」による月1回程度の学校訪問を通して、学校の課題を的確に把握し、学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援や「業務支援ライン」による庶務、経理、施設等の事務の集約処理を行うとともに、IT化・アウトソーシングにより事務の軽減化及び効率化を図っている。

今後は、令和6年度の試行実施の結果を踏まえ、取組の充実を図っていきます。

(2) 都立高校等における発達障害教育の推進

① 通級による指導の充実

平成28年12月の学校教育法施行規則の改正により高校における通級による指導が制度化され、平成30年度から施行されました。こうした状況を受け、平成30年度から3年間、都立高校1校をパイロット校に指定し、通級による指導の実践と検証を行ってきました。これらの実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。

令和3年度に都立高校等を対象に実施した調査では、全日
制課程及び定時制課程の学校に在籍する発達障害の可能
性のある生徒は4,400人、在籍率で換算すると3.4%という
回答結果が得られました。どの学校、どの学年、どの学級に
も特別な支援を必要とする生徒が在籍するという認識に立
ち、各校が生徒一人ひとりに応じた発達障害教育の推進を
図っていく必要があります。

そこで、令和6年2月に「都立高校における発達障害教育の手引き～誰一人取り残さない学校づくり～」を策定し、通級による指導の開始に向けた手順等を取りまとめ、公表しました。今後も、都立高校等における通級による指導の更なる充実を図っていきます。

さらに、発達障害のある生徒に必要な支援が行き届くよう、効果的な取組の紹介や校内体制づくりの強化に向けた検討を行っています。



都立高校の通級による指導

② 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備

都教育委員会では、都立高校等における通級による指導や通常の授業等での発達障害のある生徒への支援を充実させていくため、都立高校等における発達障害教育を支える仕組みづくりとして「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」（以下「都立版エリアネットワーク」という。）を整備し、令和4年度から運用を開始しました。

都立版エリアネットワークでは、各都立高校等において、生徒の学習上又は生活上の困難さを

見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際に、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が、都立高校等を地区ごとに支援しています。

具体的には、都立高校等における、特別支援教育コーディネーター間の事例等の共有、教職員の発達障害に関する理解の促進、通級を実施する際の指導計画作りや評価の方法、発達障害のある生徒への日々の対応などについて、地区拠点校が、エリアネットワーク拠点校や東京都学校経営支援センターと連携し、電話やメール、直接訪問などにより都立高校等に助言や支援を行っています。

今後、地区拠点校や都立高校等の特別支援教育コーディネーターへの指導・支援を更に強化し、発達障害のある生徒の一人ひとりの特性等を踏まえた教育活動を充実させていきます。

③ 心理の専門家による相談支援体制の整備

都教育委員会では、発達障害の可能性のある生徒に関して専門的な判断や支援に関する相談ができるよう、都立高校等へ心理の専門家を派遣しています。心理の専門家や通級による指導における外部人材など、校外の専門人材の活用を継続しつつ、都立特別支援学校及び都立高校等が連携し、発達障害のある生徒への総合的な支援につなげていきます。

④ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施

都教育委員会では、都立高校等に在籍する発達障害のある生徒で、学校を離れて特別な指導・支援を受けたいと考える生徒のため、土曜日等の教育課程外に、民間の力を活用して、コミュニケーションなどの高校生活に役立つ特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を平成28年度から実施しています。

講座を受講している生徒が在籍している学校の教員に講座を見学してもらうことや、講座の指導記録



コミュニケーションアシスト講座2024リーフレット

を在籍している学校に報告し、指導終了時には在籍している学校を訪問して助言を行うことなどにより、各都立高校等と連携して、生徒の困難さの軽減を図る取組を推進しています。

また、令和3年度からは、生徒のニーズに応えられるよう講座の定員を拡大したほか、令和4年度からは、オンラインを活用した指導を実施しています。

今後は、指導が必要な生徒のうち、学校を離れて支援を受けたいと希望する生徒が、より多くの講座に参加して困難さを軽減し、講座で学んだことを学校生活などの実生活で生かせるよう、更なる充実を図る必要があります。

そのため、コミュニケーションアシスト講座を効果的に周知していくほか、これまでの講座の実績や受講した生徒の意見などを参考に、講座の内容の充実を進めていきます。

また、都立高校等の校内での支援の充実を図れるよう、講座における指導・支援の実績や効果などに関わる学校への報告と助言を引き続き実施します。

⑤ キャリア支援プログラムの実施

都教育委員会は、令和5年度から、発達障害等のある都立高校等の生徒に対し、民間企業と連携し、就労や進学を見据えた学習やインターンシップを実施しています。この取組を通じ、就労で生かせる自分の強みや課題について自覚を促すとともに、在学中にその強化や改善に向けた指導等を行い、将来希望する進路の実現につなげられるよう支援していきます。

⑥ 通級による指導の指導内容の充実

都教育委員会では、様々な人と関わる方法を学ぶことができる副教材「マイ・ライフ・デザイン」を作成し、都立高校等に配布しています。

都立高校等が「マイ・ライフ・デザイン」を授業等で活用することで、対人関係やコミュニケーション、障害に関する理解や社会性の向上を図ってきました。

「マイ・ライフ・デザイン」は、都立高校等の通級による指導において活用することも有効であるため、指導内容や方法等を周知するための連絡会で「マイ・ライフ・デザイン」を活用した事例を共有することなどを通じ、通級による指導の円滑な実施につなげていきます。

また、「マイ・ライフ・デザイン」を都教育委員会のポータルに掲載し、通級による指導だけでなく発達障害のある生徒の指導の場面で、いつでも活用できるようにしています。都立高校等において「マイ・ライフ・デザイン」を授業や進路指導の場面で活用し、通級による指導が必要な生徒に対しての具体的な取組を進めるとともに、校内研修に活用するなどして、教員の資質・能力の

向上につなげていきます。

⑦ 発達障害教育に対する教員の理解推進

都立高校等において、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施していくに当たっては、都立高校等の教員が、特別支援教育全般や発達障害の特性に関して十分に理解する必要があります。そのため、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や通級による指導の事例を取り上げた講習会を継続して実施し、都立高校等の教員の専門性向上を図っていきます。

⑧ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施

これまで、東京都学校経営支援センターにおいて、都立高校等の発達障害の理解に関する実践事例の報告や都立特別支援学校との情報交換等を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を開催し、発達障害のある生徒への指導と支援についての情報交換・情報共有を進めてきました。

都立高校等で指名されている特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るためには、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させる必要があります。

そのため、「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を継続して実施するとともに、この協議会の場において、都立特別支援学校が都立高校等に対して行った困難な相談事例への対応状況なども共有することなどにより、都立高校等における通級による指導を支援します。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	都立高校等の教員向け講習会の開催	講習会を継続開催し、都立高校等の教員の理解を促進		
	② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施	引き続き、適切な合理的配慮を提供	引き続き、適切な合理的配慮を提供		
	③ 進路指導の充実	進路指導連絡協議会を継続開催し、都立高校等の進路指導担当教員の専門性を向上	進路指導連絡協議会を継続開催し、都立高校等の進路指導担当教員の専門性を向上		
	④ 長期入院中の生徒に対する学習機会の保障	(新規事業) 令和6年度に都立小児総合医療センターで試行実施	継続実施(都立小児総合医療センター等との連携)	効果検証の上、展開を検討	
(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	① 通級による指導の充実	外部人材を活用した通級による指導の実施や発達障害教育の手引きの策定を通じ、都立高校等における通級による指導の充実	発達障害のある生徒に必要な支援が行き届くよう都立高校等における通級による指導の充実		
	② 都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの整備	都立版エリアネットワークの活用による都立高校等における発達障害教育を支える体制の構築・充実	都立版エリアネットワークの活用し、都立高校等における発達障害教育の更なる支援の強化		
	③ 心理の専門家による相談支援体制の整備	・都立高校等への心理の専門家の派遣 ・心理の専門家と都立特別支援学校、都立高校等が連携した支援の充実	・都立高校等への心理の専門家の派遣 ・心理の専門家と都立特別支援学校、都立高校等が連携した支援の充実		
	④ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施	順次、講座を充実して実施	順次、講座を充実して実施		
	⑤ キャリア支援プログラムの実施	発達障害等のある生徒に対し、将来の就労を見据えたスキルトレーニングやインターンシップなどの総合的なプログラムを、数校選定した上で先行実施	発達障害等のある生徒に対し、将来の就労を見据えたスキルトレーニングやインターンシップなどの総合的なプログラムを、数校を選定した上で先行実施	先行実施の内容・成果を踏まえ順次拡大実施	
	⑥ 通級による指導の指導内容の充実	・通級による指導の連絡会等における指導事例の周知 ・副教材等の共有	・教育課程説明会等における特別支援教育推進の周知 ・指導事例等の共有		
	⑦ 発達障害教育に対する教員の理解推進	・都立高校等の教員向け講習会の開催	・講習会を継続開催し、都立高校等の教員の理解を促進		
	⑧ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施	・協議会の開催による都立高校等の特別支援教育コーディネーターへの支援	・協議会の開催による都立高校等の特別支援教育コーディネーターへの支援		